

政策随意契約の締結結果

京都市契約事務規則第27条の2第1項第3号に基づき、以下のとおり公表します。

No.	調達件名	契約締結日	発注課		契約の相手方	契約金額	契約理由	
			局名	所属名			随意契約の理由	相手方の選定理由
1	公衆便所夜間清掃業務	2.4.1	環境政策局	循環型社会推進部 まち美化推進課	公益財団法人 ソーシャルサービス協働ワークセンター	2,817,958 円	当該業務を委託することにより、生活困窮者の自立を支援するという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手方から見積書を提出させたところ、左記の者の見積金額が最も低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②生活困窮者就労訓練事業の認定を受けている施設であること。 ③「生活困窮者就労訓練事業を行う施設との地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約締結基準」に基づく認定を受けた事業者であること。
2	京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	2.4.1	環境政策局	適正処理施設部 施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	147,098,000	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②本施設の指定管理者であり、障害者の就労支援に関する事業を行う団体等であること。
3	京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託	2.4.1	環境政策局	適正処理施設部 施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	予定総額70,234,560	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②本施設の指定管理者であり、障害者の就労支援に関する事業を行う団体等であること。
4	令和2年度生活環境美化センター清掃等業務委託	2.4.1	環境政策局	生活環境美化センター	特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター	1,764,262	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	共同窓口において、以下の条件に当てはまる団体の価格比較を行った。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設等であること。
5	京都市下京区総合庁舎清掃業務	2.4.1	下京区役所	地域力推進室	合同会社おおきにクリーンサービス	3,245,000	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額がもっとも低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設等であること。
6	こどもみらい館清掃業務委託	2.4.1	子ども若者はぐみ局	子ども若者未来部 子育て支援総合センターこどもみらい館	特定非営利活動法人 無門社	4,477,000	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額がもっとも低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設等であること。
7	京都市中京区総合庁舎清掃業務	2.4.1	中京区役所	地域力推進室	特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター	4,587,000	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	共同窓口において、以下の条件に当てはまる団体の価格比較を行った。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設等であること。
8	京都市醍醐総合庁舎清掃業務	2.4.1	伏見区役所 醍醐支所	地域力推進室	特定非営利活動法人 京都ほっとはあとセンター	3,094,344	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	共同受注窓口において、以下の条件に当てはまる団体の価格比較を行った。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設であること。
9	京都市洛西総合庁舎清掃業務	2.4.1	西京区役所 洛西支所	地域力推進室	特定非営利活動法人らくさいけあーねっと	2,706,000	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額がもっとも低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②障害福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
10	改進市営住宅事業用地ほか2区域除草作業	2.5.22	都市計画局	すまいまちづくり課	公益社団法人京都市シルバー人材センター	(予定総額) 5,553,703	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
11	楽只市営住宅事業用地ほか2区域除草作業	2.4.1	都市計画局	すまいまちづくり課	特定非営利活動法人 京都高齢者福祉事業団	(予定総額) 1,920,952	当該業務を委託することにより、生活困窮者の自立を支援するという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②生活困窮者の自立を支援する事業を行う団体等であること。

12	北区総合庁舎及び出張所庁舎清掃業務	2.4.1	北区役所	地域力推進室	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	4,430,349	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	共同受注窓口において、以下の条件に当てはまる団体の価格比較を行った。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設であること。
13	京都市南区総合庁舎及び久世出張所清掃業務委託	2.4.1	南区役所	地域力推進室	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	3,094,344	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	共同受注窓口において、以下の条件に当てはまる団体の価格比較を行った。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設であること。
14	電柱幕設置委託	2.4.1	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	公益社団法人京都市シルバー人材センター	(予定総額) 1,661,550	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
15	京町家に係る啓発チラシ等封入及び配布業務委託	2.4.1	都市計画局	まち再生・創造推進室	公益社団法人京都市シルバー人材センター	3,960,000	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
16	北沓掛第五公園清掃作業	2.4.1	建設局	北部みどり管理事務所	公益社団法人京都市シルバー人材センター	2,017,200	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
17	空き家パトロール調査業務	2.12.1	都市計画局	まち再生・創造推進室	公益社団法人京都市シルバー人材センター	2,464,000	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。